

## 沖縄工業高等専門学校情報処理ネットワーク利用規則

〔平成16年 4月 1日〕  
規 則 第 17 号

改正 平成19年12月19日  
規 則 第 11 号  
平成21年10月21日  
規 則 第 18 号  
平成25年12月11日  
規 則 第 18 号

### (ネットワークの設置)

第1条 沖縄工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、教育・研究の推進を図るため、全校で利用可能な校内ネットワークを設置する。

### (管理・運営)

第2条 ネットワークは、基幹ネットワーク（以下「基幹部分」という。）及び本校の各学科等に配置した支線ネットワーク（以下「支線部分」という。）により構成する。

2 基幹部分の管理・運営については、沖縄工業高等専門学校情報処理センター規則（平成16年規則第16号）第5条第1項第1号及び第4号の規定に基づき、情報処理センター（以下「センター」という。）が行うものとする。

3 支線部分の管理については、当該学科等が行うものとし、センターは技術的支援を行うものとする。

4 前項の当該学科等が管理する支線の範囲については、別に定める。

### (利用者)

第3条 ネットワークを利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本校の教職員（非常勤職員を含む。）
- (2) 本校の学生
- (3) その他校長が利用を認めた者

### (利用手続)

第4条 ネットワークの利用を希望する場合は、センター長の許可を受けなければならない。

### (利用負担金)

第5条 ネットワークの利用者は、処理に必要な経費を負担しなければならない。

2 経費については、センター長が別に定める。

### (コンピュータ等の接続)

第6条 ネットワークにコンピュータ、通信機器等を接続する場合はセンター長の許可を受けなければならない。

2 センター長は、前項により接続を許可したコンピュータ、通信機器等に対し、必要があるときにはIPアドレスを割り付けるものとする。

3 ネットワークを利用しなくなるなど不要になったIPアドレスは、直ちに、センター長に返却するものとする。

4 ネットワークへの機器接続の変更又は前項に規定する接続の取り消しを行う場合には、第1項に準じてセンター長に申し出るものとする。

(利用行為の制限)

第7条 利用者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) ネットワークの公共性を害するような妨害行為、教宣行為
- (2) システムに侵入し改ざん・破損したり、それを企てる行為
- (3) ネットワークを利用したの売買行為
- (4) 無線LANアクセスポイント、PLCアダプタ等を許可なく設置する行為
- (5) ウイルス対策ソフトの機能を停止する行為
- (6) ファイル共有ソフトを許可なくインストールする行為
- (7) 教育・研究用共有ファイルサーバを教育又は研究とは無関係の用途に使用する行為
- (8) 教育・研究用共有ファイルサーバのデータを改ざん・破損したり、それを企てる行為
- (9) その他センター長が運用上問題があると認めた行為

(データの受発信の制限)

第8条 利用者は、次の各号に掲げるデータの受信及び発信を行ってはならない。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 他人の名誉、プライバシーを損なうおそれのあるもの
- (3) 他人を誹謗若しくは中傷し、不快感を与えるおそれのあるもの
- (4) 犯罪行為に結びつくおそれのあるもの
- (5) その他センター長が不相当と判断するもの

(利用料金の徴収)

第9条 第7条及び前条に違反したと認められる行為があり、その行為に対する利用料等について請求があった場合には、当該利用者からその請求額を徴収するものとする。

(利用許可の停止又は取り消し)

第10条 センター長は次の各号の一に該当すると見られる行為があった場合には、その行為を行った者の利用許可について、本人の同意なしにこれを停止又は取り消すことができるものとする。

- (1) 第6条から第8条までの規定に違反すること
- (2) ネットワークの改ざん・破損行為若しくは運営妨害を行い又はこれを企てること
- (3) 他人の情報を許可なく複製したり、改ざんしたりすること
- (4) 他人のログインネームやパスワードを詐称、盗用又は借用すること
- (5) 自分のログインネームやパスワードを他人に貸すこと
- (6) その他センター長が不相当と認めた行為を行うこと

(利用許可の再交付)

第11条 前条により利用許可を停止又は取り消されたものであっても、センター長が再行為を行わないと認め、かつ、センター運営委員会で認められたものに対しては、再度利用許可を与えることができる。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、ネットワーク利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平19.12.19規則第11号）  
この規則は、平成19年12月19日から施行する。

附 則（平21.10.21規則第18号）  
この規則は、平成21年10月21日から施行する。

附 則（平25.12.11規則第18号）  
この規則は、平成25年12月11日から施行する。